

## 契約概要のご説明（自動車事故費用共済）

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。ようお願いいたします。
- この画面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、自動車事故費用共済普通共済約款または特約約款をご覧ください。

### ご契約の際ご注意いただきたいこと

本制度は、契約車両を運転中の交通事故により、自己または他人の生命もしくは身体を害したことにより生じる共済契約者の経済的負担に対して、共済契約者に共済金を支払う制度です。

#### 共済期間と補償の開始時期について

共済期間は1年とし、補償の開始時期は共済掛金（12回分割払の場合）、初回共済掛金を払い込んだ日の翌日午前0時からとなります。

#### 運転者の範囲

個人でご契約の場合	法人でご契約の場合
・共済契約者	・共済契約者（理事、取締役など）
・共済契約者の同居の親族	・共済契約者が雇用する者
・共済契約者が雇用する者	・上記以外の届出運転者（2名まで）
・上記以外の届出運転者（2名まで）	

#### 被共済自動車について

共済契約者の所有、使用、管理に属する自動車

#### 出資金について

組合員資格のある方で、ぐんま共済協同組合の共済に初めて加入される場合には、1口100円の出資金をお預かりいたします。

#### 共済掛金の払込方法

- ①共済掛金の払込方法は、年一括払もしくは12回分割払の口座振替となります。
- ②初回共済掛金の振替は、お申し込み月の翌月17日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に振替となります。

#### 共済金をお支払いできない主な場合（主契約）

- ①事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者とします。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意、または重大な過失によるとき。
- ②『運転者の範囲』に掲げる運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。  
その他詳細は、特約約款、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）で確認してください。

#### クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）は、共済期間が1年以下のものに限っては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

### ご契約後にご注意いただきたいこと

#### 通知義務等

この商品について、共済契約者は、共済契約締結後に被共済自動車の登録番号・車両所有者・車種を変更した場合は、遅滞なく、ご通知いただく義務（通知義務）があります。前記に掲げる項目に変更が生じた場合には、ただちにその事実を取扱代理店または当組合へご通知ください。

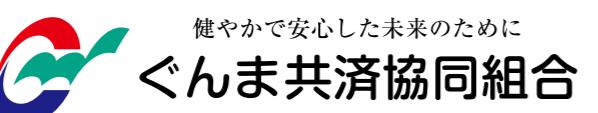
#### 共済掛金の払込期日等の取扱い

共済掛金の口座振替が不能となった場合には、振替日の当月末日を払込期限とします。  
猶予期間内に共済掛金が払い込まれなかった場合、この共済契約は払い込み不能月の1日午前0時から効力を失うものとします。

次のような場合には、共済期間終了後、継続加入できません  
ことがございます。

著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合

●お問い合わせ、お申込みは



本 部 前橋市石倉町4-9-10 TEL(027)254-5711  
前橋支店 前橋市石倉町4-9-10 TEL(027)254-2755  
高崎支店 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 TEL(027)362-1899  
太田支店 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館内 TEL(027)46-9596  
ホームページアドレス <http://www.gunma-kyosai.or.jp/>  
2017.10改訂

## 自動車保険にプラスさらに安心を――

# 自動車事故 費用共済

人身事故の際の  
経済的負担を  
幅広くサポートします。



- 共済金は契約者にお支払いします。  
賠償金ではありませんから加害事故だけでなく、被害事故、自損事故でもお支払いします。

- お支払いは迅速です。

健やかで安心した未来のために  
ぐんま共済協同組合  
ぐんまで生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

# 自動車事故費用共済

人身事故の際の経済的負担を幅広くサポートします。

## ●補償の内容

## ●主契約

補償の種類 共済金額 300万円	死傷者が契約者側の場合	死傷者が相手側の場合 (契約者側に過失がある場合に限る)
<b>死亡事故共済金</b> 事故の日から 180 日以内に 死亡されたとき (1 事故につき)	<b>300万円</b>	共済契約者の経済的負担を補うため 合計 <b>300万円</b> までの実費を支給 (死亡臨時費用共済金の支払いを受けている場合は その額を差し引きます。)
死亡臨時費用共済金	—	被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、 事故日から 180 日以内に相手側に死亡者が生じたとき、 1 事故につき <b>30万円</b> をお支払いします。
後遺障害事故共済金 (障害等級別による)	<b>12万円~300万円</b>	<b>12万円~300万円</b> 算定された額を限度として実費を支給
入通院臨時費用共済金	—	被共済自動車に過失がある共済期間内の事故により、 相手側負傷者が通算 3 日以上の入院または通院をした とき、1 事故につき <b>3万円</b> をお支払いします。
入通院事故共済金 (往診も含む) 365 日分または 300 万円を限度	1人あたり 入院日額 <b>4,500円</b> 通院日額 <b>2,250円</b> 1 事故につき入院、通院合わせて 1 日最高 <b>18,000円</b>	左記の日額を限度とし、 合計 <b>300万円</b> までの実費を支給 (入通院臨時費用共済金の支払いを受けている場合は その額を差し引きます。)

●共済金額は契約者側・相手側合わせて 300 万円が限度です。

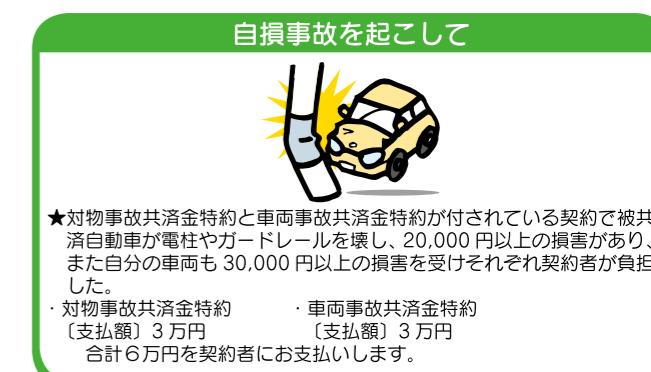
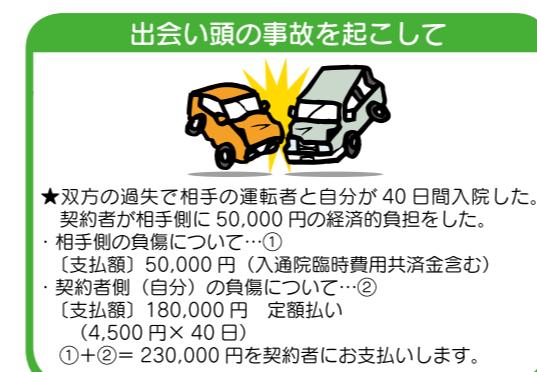
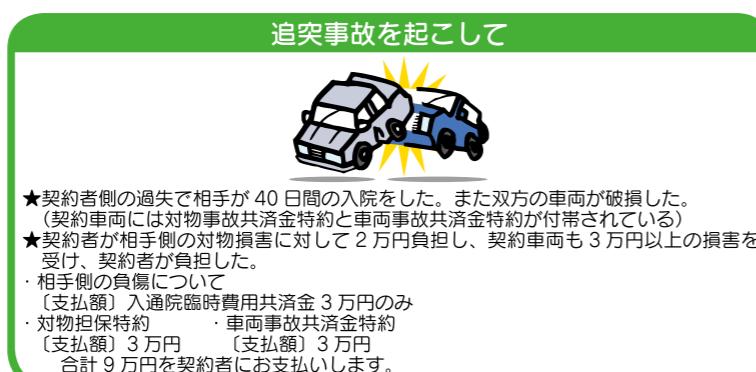
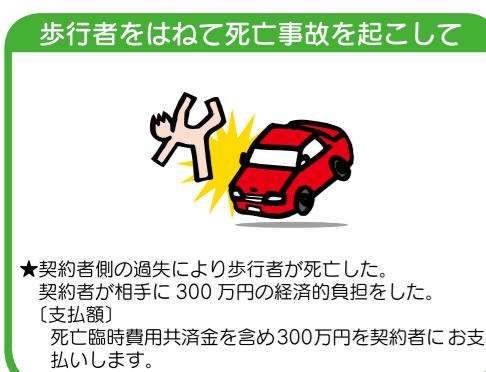
●共済金はどちらが死傷者であっても契約者へのお支払いとなります。

## ●さらに特約として

対物事故 共済金特約 (1 事故につき)	<b>30,000円</b> 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、 相手方に対して 2 万円以上の経済的 負担をした場合にお支払いします。	車両事故 共済金特約 (1 事故につき)	<b>30,000円</b> 契約車両の自損事故・他車との接触 事故または盗難、いたずらなどにより 共済契約者の経済的負担が 3 万円 以上となった場合にお支払いします。
----------------------------	---	----------------------------	---

●いずれの特約も、一共済期間中に 1 回のお支払いを限度とします。

## こんな時こんなお支払いをします



人身事故を起こした加害者は、相手側に対する道義的責任（誠意）を示すための出費が多々あります。特に死亡事故では被害者の遺族に対して賠償保険金だけでなく、さらに加害者がどれだけ償いをしたかなど、遺族の感情がどの程度加害者を許す気持ちになっているかが、示談や裁判の結果の大きなポイントとなります。本共済は、万一の人身事故に伴い、契約者と被害者との関係をすこしでも良好に保つため自動車保険とは別に一定額の見舞金を契約者にお支払いする画期的な共済制度です。

お支払いした共済金を被害者へのお見舞金としてお役立て下さい。

## ●共済掛金と払込方法

## 主契約共済掛金

車種	共済金額 300 万円		
	年一括払	12 回分割払	
		月額	年額計
自家用乗用自動車	9,000円	900円	10,800円
自家用軽乗用自動車	4,500円	450円	5,400円
自家用普通貨物自動車(2t 超)	16,500円	1,650円	19,800円
自家用普通貨物自動車(2t 以下)	13,500円	1,350円	16,200円
自家用小型貨物自動車	9,000円	900円	10,800円
自家用軽貨物自動車	4,500円	450円	5,400円

## 特約共済掛金

対物事故共済金特約		車両事故共済金特約	
年一括払	12 回分割月額	12 回分割払年額計	年一括払
1,000円	100円	1,200円	2,100円
			210円
			2,520円

## ご加入に際して

●補償の開始時期は初回掛金を払い込んだ日の翌日午前零時となります。

●共済期間は 1 年間です。

(継続をしない旨のご連絡がない場合は、更新継続されます)

## ご加入できる車種

車種	ナンバー
自家用乗用自動車	3・5・7
自家用軽乗用自動車	5
自家用普通貨物自動車(2t 超)	1
自家用普通貨物自動車(2t 以下)	1
自家用小型貨物自動車	4
自家用軽貨物自動車	4